

1. 件 名：東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出及び平時の周辺住民への情報提供について

2. 日 時：令和2年8月21日 14:10～14:50

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

平野室長補佐、岡村係長

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 防災安全グループ 副長 他1名

5. 要 旨

東京電力ホールディングス株式会社から、同社福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の修正の届出（※1、※2及び※3）があった。今回の主な修正項目は、EAL判断基準改正に伴う改定及び通報連絡様式記入方法の見直しとのことだった。

原子力規制庁より、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づき、平時の周辺住民への情報提供について実施状況について確認を行ったところ、原子力事業者防災業務計画に定めている、①放射性物質及び放射線の特性、②原子力事業所の概要、③原子力災害とその特殊性、④原子力災害発生時における防災対策の内容及び⑤発電所の現況及び復旧対策の実施状況について、以下を実施したとのことであった（資料1）。

- ・視察、見学による情報提供
- ・リーフレット、広報誌による情報提供
- ・広報施設における情報提供
- ・記者会見による情報提供
- ・インターネットによる情報提供

6. その他

配布資料：

資料1 「発電所周辺の方々を対象とした平常時の広報活動の取り組み

について」

参考

- ※1 東京電力ホールディングス（株）から福島第一原子力発電所の原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書を受理
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/ER/330000277.html
- ※2 東京電力ホールディングス（株）から福島第二原子力発電所の原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書を受理
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/ER/330000278.html
- ※3 東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所の原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書を受理
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/ER/330000276.html